# 平成25年度高齢者虐待の状況について

#### 1 趣旨

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」 という。)第25条の規定に基づき、平成25年度の状況を公表する。

## 2 集計の概要

- **○対 象 者** 65歳以上の高齢者
- ○対象期間 平成25年4月~平成26年3月
- **〇集計方法** 養介護施設従事者等(\*1)による虐待及び養護者(\*2)による虐待について、市町 村からの報告に基づき県全体を集計
  - \*1「養介護施設従事者等」介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者
  - \*2「養護者」高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

## 3 集計結果の概要(詳細は「別紙」のとおり)

### (1)養介護施設従事者等による虐待

虐待認定件数 3件(相談·通報届出件数 7件) [H24年度 1件(同 6件)]

		I	
養介護施設	有料老人ホーム	高齢者共同住宅に	小規模多機能型居宅介護事業所、
等の種別		併設する訪問介護	有料老人ホーム (注)
		事業所	
虐待を行っ	管理職	管理職	経営者・開設者
た者の職名			管理職
又は職種			介護職員
虐待に対す	再発防止に向けて	再発防止に向けて	介護保険法に基づく指定の効力
る市町村の	必要な措置(高齢	必要な措置(高齢	の一部停止(小規模多機能型居宅
対応	者虐待防止のため	者虐待防止のため	介護事業所)
	の研修の実施等)	の研修の実施等)	(県:老人福祉法に基づく改善措
	を講じるよう指導	を講じるよう指導	置命令(有料老人ホーム))

(注) 小規模多機能型居宅介護事業所と有料老人ホームは同一法人が同じフロア内に併設しており、被虐待者は両方の施設を利用していた高齢者である。なお、当該施設における虐待事案の内容については、平成25年7月18日付けで公表済み。

### (2)養護者による虐待

- ①件数 124件(相談・通報届出件数 203件) [H24年度 89件(同 136件)] 虐待を受けた高齢者の性別は、女性が78%、男性が22%で、年齢は、80歳以上が63%を占めた。虐待の種別は、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、介護・世話の放棄・放任、経済的虐待の順に多い。虐待をした者は、息子が最も多く、次いで夫、娘、妻の順に多い。
- ②市町村の対応

養護者に対する助言・指導や介護保険サービスの利用による分離等により、再発防止に 向けた取組が行われた。

#### 4 県の取組

虐待の未然防止や早期発見に向け、また虐待が発生した際、迅速かつ適切に対応する体制を 構築するため、以下の取組を行っている。

- (1) 高齢者虐待防止法の趣旨等の定着を図るための普及啓発の推進
- (2) 介護保険施設等に対する適切な指導や介護サービス従事者を対象にした研修の実施
- (3) 市町村及び地域包括支援センター職員に対する弁護士等による支援の実施
- (4) 認知症や認知症高齢者等に関する正しい知識の普及

# 5 全国の状況

全国における平成25年度高齢者虐待の状況については、本日付けで厚生労働省から公表される予定である。